

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○と畜場法施行細則の一部を改正する規則……………（食品衛生課）	114
○北海道指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則……………（施設運営指導課）	114

告 示

○有害図書類の指定……………（道民生活課）	118
○公衆浴場入浴料金の統制額の指定の一部改正……………（食品衛生課）	118
○道営土地改良事業計画の決定……………（農業施設管理課）	118
○土地収用法による土地の立入りの通知……………（建設部総務課）	119
○道路の区域の変更及び供用の開始……………（道路課）	119
○土砂災害警戒区域の指定……………（砂防災害課）	119
○都市計画の変更の決定……………（都市計画課）	120
○都市計画事業の事業計画の変更の認可……………（都市環境課）	120

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告の一部改正……………	120
---------------------------	-----

規 則

と畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 2 月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第6号

と畜場法施行細則の一部を改正する規則

と畜場法施行細則（昭和28年北海道規則第218号）の一部を次のように改正する。

別記第13号様式の末尾欄外備考に次のように加える。

- 3 牛においては、年齢（不明のときは、推定年齢）欄に月齢及び出生の年月日を、備考欄に個体識別番号（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）第2条第1項に規定する個体識別番号をいう。）を記載すること。

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

北海道指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年 2 月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第7号

北海道指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）
第2章 人員に関する基準（第3条）
第3章 設備に関する基準（第4条）
第4章 運営に関する基準（第5条－第10条）
第5章 ユニット型指定介護老人福祉施設に関する基準（第11条－第14条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第97号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「基準省令」という。）及び条例において使用する用語の例による。

第2章 人員に関する基準

第3条 条例第5条第1項第3号イの規則で定める看護職員の数には、次のとおりとする。

- (1) 入所者の数が30を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、1以上
- (2) 入所者の数が30を超えて50を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、2以上
- (3) 入所者の数が50を超えて130を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、3以上
- (4) 入所者の数が130を超える指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、3に、

入所者の数が130を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

- 2 条例第5条第1項及び前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。
- 3 条例第5条第1項第2号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。
- 4 条例第5条第1項第3号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 5 条例第5条第1項第5号の機能訓練指導員は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。
- 6 条例第5条第1項第6号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。
- 7 条例第5条第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。
- 8 条例第5条第2項ただし書の規則で定める職員は、指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設を除く。以下この項において同じ。）及びユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合又は指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の介護職員及び看護職員（第13条の規定に基づき配置される看護職員に限る。）とする。

第3章 設備に関する基準

第4条 条例第6条第1項第1号ウの規則で定める基準は、居室の入所者1人当たりの床面積が10.65平方メートル以上であることとする。

- 2 条例第6条第1項第7号アの規則で定める基準は、食堂及び機能訓練室の合計した面積が3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上であることとする。
- 3 条例第6条第1項第8号の規則で定める基準は、廊下の幅が1.8メートル以上（中廊下にあつては、2.7メートル以上）であることとする。

第4章 運営に関する基準

（電磁的方法）

第5条 条例第7条第2項の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち、ア又はイに掲げるもの

ア 指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子

計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項（条例第7条第1項に規定する重要事項をいう。以下この条において同じ。）を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

- 2 前項各号に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

- 3 指定介護老人福祉施設は、電磁的方法により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- (1) 第1項各号に規定する方法のうち、指定介護老人福祉施設が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式

- 4 前項の規定による承諾を得た指定介護老人福祉施設は、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該入所申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（入所者から支払を受けることができる費用）

第6条 条例第14条第3項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

- (1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
- (2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

- (3) 基準省令第9条第3項第3号の厚生労働大臣が定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (4) 基準省令第9条第3項第4号の厚生労働大臣が定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (5) 理美容代
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第9条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 3 条例第14条第4項後段の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

(管理者が従事することができる施設)

第7条 条例第26条の規則で定める施設は、当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設とする。

(計画担当介護支援専門員の業務)

第8条 条例第28条の規則で定める業務は、次のとおりとする。

- (1) 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。
- (3) その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。
- (4) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。
- (5) 条例第16条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- (6) 条例第39条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。
- (7) 条例第41条第4項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

(感染症及び食中毒の予防等のための措置)

第9条 条例第33条第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に十分に周知すること。
 - (2) 指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、基準省令第27条第2項第4号の規定により厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。
- (事故発生の防止のための措置)

第10条 条例第41条第1項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又は事故に至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、かつ、その分析を通じた改善策を従業者に十分に周知するための体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催すること。
- (4) 従業者に対し、事故発生の防止のための研修を定期的実施すること。

第5章 ユニット型指定介護老人福祉施設に関する基準

(設備の基準)

第11条 条例第46条第1項第1号ア(ウ)の規則で定める基準は、一の居室の床面積等が次に掲げる要件を満たすこととする。

- (1) 一の居室の床面積が10.65平方メートル以上であること。ただし、条例第46項第1項第1号ア(ア)ただし書に規定する場合にあっては、21.3平方メートル以上であること。
- (2) 条例第44条に規定するユニット（以下「ユニット」という。）に属さない居室を改修したものについては、居室を隔てる壁と天井の間に一定の隙間が生じる場合は、入居者同士の視線の遮断を確保すること。

2 条例第46条第1項第1号イ(イ)の規則で定める基準は、一の共同生活室の床面積が2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上であることを標準とする。

3 条例第46条第1項第4号の規則で定める基準は、廊下の幅が1.8メートル以上（中廊下にあつては、2.7メートル以上）であることとする。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、1.5メートル以上（中廊下にあつては、1.8メートル以上）とすることができる。

(入居者から支払を受けることができる費用)

第12条 条例第47条第3項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

- (1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
 - (2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
 - (3) 基準省令第41条第3項第3号の厚生労働大臣が定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (4) 基準省令第41条第3項第4号の厚生労働大臣が定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (5) 理美容代
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第41条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 3 条例第47条第4項後段の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

(職員の配置)

第13条 条例第53条第2項の規定による職員の配置は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

(準用)

第14条 第5条及び第7条から第10条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
(居室の床面積に関する経過措置)
- 2 平成12年4月1日前から引き続き存する特別養護老人ホーム（介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第20条の規定による改正前の老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。次項において同じ。）の建物（同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。同項において同じ。）に係る第4条第1項の規定の適用については、同項中「10.65平方メートル」とあるのは、「、収納設備等を除き、4.95平方メートル」とする。
(食堂及び機能訓練室の面積に関する経過措置)
- 3 平成12年4月1日前から引き続き存する特別養護老人ホームの建物については、第4条第2項の規定は、当分の間、適用しない。
- 4 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。附則第6項において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換を行い、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第4条第2項の規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
- 5 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換を行い、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第4条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。
 - (1) 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
 - (2) 食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

(廊下の幅に関する経過措置) 6 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換を行い、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る廊下の幅については、第4条第3項及び第11条第3項の規定にかかわらず、1.2メートル以上（中廊下にあつては、1.6メートル以上）とする。 (入所者から支払を受けることができる費用に関する経過措置) 7 当分の間、第6条第1項第1号中「食費の基準費用額（同条第4項）とあるのは「食費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者（介護保険法施行法（平成9年法律第124号。以下「施行法」という。）第13条第5項に規定する特定要介護旧措置入所者をいう。以下同じ。）にあつては、同項第1号に規定する食費の特定基準費用額）（法第51条の3第4項）」と、「食費の負担限度額」とあるのは「食費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第1号に規定する食費の特定負担限度額）」と、同項第2号及び第12条第1項第2号中「居住費の基準費用額（同条第4項）とあるのは「居住費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定基準費用額）（法第51条の3第4項）」と、「居住費の負担限度額」とあるのは「居住費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定負担限度額）」と、同項第1号中「食費の基準費用額（同条第4項）とあるのは「食費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第1号に規定する食費の特定基準費用額）（法第51条の3第4項）」と、「食費の負担限度額」とあるのは「食費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第1号に規定する食費の特定負担限度額）」とする。 (共同生活室の床面積に関する経過措置) 8 平成15年4月1日において法第48条第1項第1号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設（同日以後に増築され、又は改築された部分を除く。）であつて、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第30号）による改正後の基準省令第5章（第40条第1号イ(3)及びロ(2)を除く。）に規定する基準を満たすものに係る第11条第2項の規定の適用については、同項中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上であることを標準」とあるのは、「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さであること」とする。		北海道青少年健全育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第16条第1項第3号の規定により、次の図書類を有害図書類として指定する。 平成25年2月26日 <table><tr><td colspan="4">北海道知事 高 橋 はるみ</td></tr><tr><td>図書類 の種別</td><td>図書コード</td><td>図 書 類 の 名 称</td><td>発行所、制作所、受審会社等</td></tr><tr><td>コミック</td><td>4910184260335</td><td>mini Berry ミニベリー vol.7</td><td>平成25年2月1日発売 株式会社秋水社</td></tr><tr><td>雑 誌</td><td>4910181610331</td><td>BOY'S ビアス 3月号</td><td>平成25年3月1日発行 株式会社ジュネット</td></tr><tr><td>コミック</td><td>9784812478745</td><td>精勤女子の裏職歴</td><td>平成25年2月9日発行 株式会社竹書房</td></tr><tr><td>雑 誌</td><td>4910138250337</td><td>COMIC MUJIN 3月号</td><td>平成25年3月1日発行 株式会社ティーアイネット</td></tr><tr><td>同</td><td>4910079130330</td><td>COMIC ペンギンクラブ 3月号</td><td>平成25年3月1日発行 富士美出版株式会社</td></tr><tr><td>同</td><td>4910192830339</td><td>Raizo ライゾー 3月号</td><td>平成25年2月5日発売 株式会社大洋図書</td></tr></table> 指定の理由 著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であつて、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため		北海道知事 高 橋 はるみ				図書類 の種別	図書コード	図 書 類 の 名 称	発行所、制作所、受審会社等	コミック	4910184260335	mini Berry ミニベリー vol.7	平成25年2月1日発売 株式会社秋水社	雑 誌	4910181610331	BOY'S ビアス 3月号	平成25年3月1日発行 株式会社ジュネット	コミック	9784812478745	精勤女子の裏職歴	平成25年2月9日発行 株式会社竹書房	雑 誌	4910138250337	COMIC MUJIN 3月号	平成25年3月1日発行 株式会社ティーアイネット	同	4910079130330	COMIC ペンギンクラブ 3月号	平成25年3月1日発行 富士美出版株式会社	同	4910192830339	Raizo ライゾー 3月号	平成25年2月5日発売 株式会社大洋図書
北海道知事 高 橋 はるみ																																			
図書類 の種別	図書コード	図 書 類 の 名 称	発行所、制作所、受審会社等																																
コミック	4910184260335	mini Berry ミニベリー vol.7	平成25年2月1日発売 株式会社秋水社																																
雑 誌	4910181610331	BOY'S ビアス 3月号	平成25年3月1日発行 株式会社ジュネット																																
コミック	9784812478745	精勤女子の裏職歴	平成25年2月9日発行 株式会社竹書房																																
雑 誌	4910138250337	COMIC MUJIN 3月号	平成25年3月1日発行 株式会社ティーアイネット																																
同	4910079130330	COMIC ペンギンクラブ 3月号	平成25年3月1日発行 富士美出版株式会社																																
同	4910192830339	Raizo ライゾー 3月号	平成25年2月5日発売 株式会社大洋図書																																
告 示		北海道告示第123号 平成20年北海道告示第517号（公衆浴場入浴料金の統制額の指定）の一部を次のように改正する。 平成25年2月26日 <table><tr><td colspan="2">北海道知事 高 橋 はるみ</td></tr><tr><td>「第2条第1号」の次に「、小樽市公衆浴場法施行条例（平成12年小樽市条例第20号）第2条第1号、旭川市公衆浴場法施行条例（平成12年旭川市条例第39号）第1条の2第1号及び札幌市公衆浴場法施行条例（平成24年札幌市条例第47号）第2条第1号」を加える。</td><td></td></tr></table> 北海道告示第124号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。 その関係書類は、平成25年2月27日から20日間、一般の縦覧に供する。 平成25年2月26日 <table><tr><td colspan="3">北海道知事 高 橋 はるみ</td></tr><tr><td>地 区 名</td><td>事 業 の 種 類</td><td>縦 覧 場 所</td></tr><tr><td>鶴 沼</td><td>農業用排水施設、暗渠排水、区画整理</td><td>北海道空知総合振興局</td></tr><tr><td>西南7丁目</td><td>農業用排水施設、区画整理</td><td>同</td></tr><tr><td>砂 浜 西</td><td>同</td><td>同</td></tr><tr><td>和</td><td>農業用排水施設</td><td>同</td></tr></table>		北海道知事 高 橋 はるみ		「第2条第1号」の次に「、小樽市公衆浴場法施行条例（平成12年小樽市条例第20号）第2条第1号、旭川市公衆浴場法施行条例（平成12年旭川市条例第39号）第1条の2第1号及び札幌市公衆浴場法施行条例（平成24年札幌市条例第47号）第2条第1号」を加える。		北海道知事 高 橋 はるみ			地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所	鶴 沼	農業用排水施設、暗渠排水、区画整理	北海道空知総合振興局	西南7丁目	農業用排水施設、区画整理	同	砂 浜 西	同	同	和	農業用排水施設	同										
北海道知事 高 橋 はるみ																																			
「第2条第1号」の次に「、小樽市公衆浴場法施行条例（平成12年小樽市条例第20号）第2条第1号、旭川市公衆浴場法施行条例（平成12年旭川市条例第39号）第1条の2第1号及び札幌市公衆浴場法施行条例（平成24年札幌市条例第47号）第2条第1号」を加える。																																			
北海道知事 高 橋 はるみ																																			
地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所																																	
鶴 沼	農業用排水施設、暗渠排水、区画整理	北海道空知総合振興局																																	
西南7丁目	農業用排水施設、区画整理	同																																	
砂 浜 西	同	同																																	
和	農業用排水施設	同																																	
北海道告示第122号																																			

北海道告示第125号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第1項ただし書の規定により、次のとおり土地に立ち入る旨、通知があった。

平成25年2月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 起業者の名称
- 2 事業の種類
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
- 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 北海道新幹線建設工事及び附帯工事
- 北斗市市渡、村山及び中山
檜山郡厚沢部町字峠下
二海郡八雲町字上の湯、字わらび野、字桜野、字浜松、字熱田、字大新、字春日、字立岩、字花浦、字山崎及び字黒岩
山越郡長万部町字豊津、字豊野、字国縫、字花岡、字中ノ沢、字平里、字大浜、字長万部、字旭浜、字栄原、字共立及び字静狩
寿都郡黒松内町字東栄、字大成及び字東川
磯谷郡蘭越町字川上
虻田郡豊浦町字新富
虻田郡ニセコ町字桂台、字西富、字絹丘、字黒川、字宮田、字里見、字元町、字有島及び字羊蹄
虻田郡倶知安町字比羅夫、字高砂、字岩尾別、南6条西3丁目、南4条西4丁目、南3条西4丁目、北3条西4丁目、北4条西4丁目、北6条西4丁目、北7条西4丁目、字琴平、字高見及び字末広
余市郡仁木町字尾根内
余市郡赤井川村字曲川、字明治、字都及び字落合
余市郡余市町字栄町
小樽市塩谷5丁目、天狗山1丁目、天狗山2丁目、天神2丁目、天神3丁目、奥沢5丁目、真栄2丁目、朝里川温泉1丁目、朝里川温泉2丁目、新光町、春香町、桂岡町、見晴町及び星野町
札幌市手稲区手稲金山、手稲本町、手稲富丘、富丘6条4丁目、富丘5条4丁目、富丘4条4丁目、富丘4条3丁目、富丘3条3丁目、富丘2条3丁目、富丘2条2丁目、西宮の沢4条4丁目、西宮の沢3条3丁目、西宮の沢2条3丁目、西宮の沢2条2丁目及び西宮の沢2条1丁目
札幌市西区発寒9条14丁目、発寒9条13丁目、発寒9条12丁目、発寒9条11丁目、発寒9条10丁目、発寒9条9丁目、発寒8条5丁目、発寒7条5丁目、発寒7条4丁目、発寒6条4丁目、発寒6条3丁目、

発寒5条3丁目、発寒5条2丁目、発寒4条1丁目、発寒3条1丁目、琴似4条1丁目、琴似3条1丁目、琴似2条1丁目、琴似1条1丁目、二十四軒4条1丁目、二十四軒3条1丁目及び二十四軒2条1丁目
札幌市中央区北14条西20丁目、北14条西19丁目、北13条西19丁目、北13条西18丁目、北12条西17丁目、北11条西16丁目、北10条西15丁目、北10条西14丁目、北9条西14丁目、北9条西13丁目、北8条西13丁目、北8条西12丁目、北7条西12丁目、北7条西11丁目、北6条西10丁目、北5条西9丁目、北5条西8丁目、北5条西7丁目、北5条西6丁目、北5条西5丁目、北5条西4丁目、北5条西3丁目、北5条西2丁目、北5条西1丁目、北5条東1丁目、北5条東2丁目、北5条東3丁目、北4条東4丁目、北4条東5丁目、北4条東6丁目、北4条東7丁目、北4条東8丁目、北3条東9丁目及び北3条東10丁目
札幌市北区北6条西6丁目、北6条西5丁目、北6条西4丁目、北6条西3丁目、北6条西2丁目及び北6条西1丁目

4 立入期間 平成25年3月1日から平成26年3月31日まで

北海道告示第126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道上川総合振興局旭川建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成25年2月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

1	道路の種類	道道				
2	路線名	温根別ビバカルウシ線				
3	道路の区域					
	区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	
	上川郡剣淵町東町1514番地先から	前	22.89mから	160.00m	—	
	同郡剣淵町東町1512番地先まで		24.10mまで			
		後	23.14mから	160.00m	—	
			28.97mまで			

北海道告示第127号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年 2 月26日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 松浦川（Ⅰ－22－0190） (2) 土砂災害警戒区域の表示 松前郡福島町字松浦（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 与平沢川（Ⅱ－22－0200） (2) 土砂災害警戒区域の表示 松前郡福島町字松浦（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 （「次の図」は省略し、その図面を北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第128号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 1 項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。 その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。 平成25年 2 月26日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 都市計画の種類 道路 2 都市計画を定めた土地の区域 種 別 名 称 起 点 終 点 主 な 経 過 地 幹線街路 3・3・22号放射 4 号線 函館市千歳町 函館市東山町 函館市金堀町 （縦覧に供する都市計画の図書のとおりに） 北海道告示第129号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。 平成25年 2 月26日 北海道知事 高 橋 はるみ	1 施 行 者 の 名 称 札幌市 2 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・4・199号新琴似6 番通） 3 事 業 施 行 期 間 平成22年 5 月25日から平成28年 3 月31日まで 4 事 業 地 （ 収 用 の 部 分 ） 平成22年北海道告示第426号の事業地に、札幌市東区北47条東 1 丁目を加え、札幌市東区北46条東 1 丁目及び北区麻生町 8 丁目地内において事業地を変更する。 総合振興局告示及び振興局告示 北海道空知総合振興局告示第10号 平成25年北海道空知総合振興局告示第 1 号（特定調達に係る入札の公告）の一部を次のように改正する。 平成25年 2 月26日 北海道空知総合振興局長 武 田 裕 二 9 の事項を次のように改める。 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定は次によることとし、契約書の作成は要する。 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第 1 項の規定により定めた予定価格（借入台数分に係る 1 月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。 正 誤 ○平成24年 9 月18日（第2414号） 北海道告示第571号（水資源保全地域の指定）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。 ページ 欄 行 44 左 3 誤 道有林後志管理区内173林班の一部 正 道有林後志管理区内174林班の一部